

たつの市学校給食センター空調・換気設備保守点検業務委託

北学校給食センター 仕様書

1 目的

本業務は、たつの市（以下「委託者」という。）が所管するたつの市北学校給食センターの空調設備及び換気設備を定期的に点検及び運転調整を行うことで、正常かつ良好な作動状態を維持するため実施する。

2 対象施設

業務の対象施設は、次のとおりとする。

- (1) 名称 たつの市北学校給食センター
- (2) 所在地 たつの市新宮町宮内 49 番地 1

3 対象機器

業務の対象とする機器関係は、下記一覧表のとおりとする。

- (1) 空調機器リスト
- (2) 外調機機器リスト
- (3) 換気機器リスト
- (4) 制気口リスト

4 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 業務内容

業務は、以下の各号によるもののほか、別紙「保守点検作業要領」によるものとする。

- (1) フロン排出抑制法に基づく簡易点検（年 4 回）
※定期点検 1 回、簡易点検 3 回
- (2) 点検・整備記録の作成
- (3) 異常の有無の点検、グリスアップ・調整等
- (4) 性能チェック
- (5) 作動点検
- (6) ダクト清掃（揚物・焼物・蒸物調理室内フライヤー系統のみ）
- (7) 故障発生時の不定期点検

6 消耗品等の費用負担

- (1) 本業務を履行する範囲内での消耗品、ウエス・グリス等の雑材料は受託者の負担とする。

- (2) 受託者が本業務を履行するに際し使用する光熱水費は、委託者の負担とする。
- (3) フィルター交換に要するフィルターの費用は、受託者の負担とする。

7 作業完了報告

受託者は、作業完了後、委託者に作業の実施結果を報告し承認を得るものとする。

8 その他遵守事項

- (1) 業務実施に当たり、事故等が生じないよう十分な安全対策を講じること。
- (2) 業務実施に当たり、調理場内で作業を行う従業者は、業務実施日の2週間前までに検便を受けること。ただし、検便にかかる検査費用は委託者の負担とする。
- (3) 業務実施時に当たり、従業者の服装、作業靴について、委託者の承認を受けたものを着用するものとし、常に清潔を保持すること。
- (4) 業務終了後は、作業場所及び周辺の清掃を行うこと。
- (5) 業務に伴い発生したゴミ等については、受託者において処理すること。
- (6) 業務実施日時については、委託者と事前に調整を行い決定すること。
- (7) 調理場入室の際には入室者全員の検便検査結果を提示すること。見積りの際には検便検査費用も含んで見積りすること。

検便の検査項目は、赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス菌、パラチフス、腸管出血性大腸菌 O-26、O-111、O-157 の7項目とする。

なお、検便検査結果が陽性の方は入室できません。